

立入検査等を実施しています



# 目次

- 1 フロン排出抑制法の概要 ..... <sup>コマ</sup>3
- 2 管理者への立入検査等 ..... 7
- 3 東京都のフロン対策 ..... 24

# 1 フロン排出抑制法の概要

## 東京都の現状

2014年の都内のHFCs排出量(速報値)は、  
2000年度比で427.5%増

単位：百万 t-CO<sub>2</sub>

	2000年度	2010年度	2014年度 (2000年度比)
CO <sub>2</sub>	58.9	58.7	62.3 (11.3%)
<b>HFCs</b>	<b>0.7</b>	<b>2.5</b>	<b>3.9</b> <b>(427.5%)</b>
温室効果ガス 全合計	62.6	62.4	67.3 (7.5%)

# 法律の改正

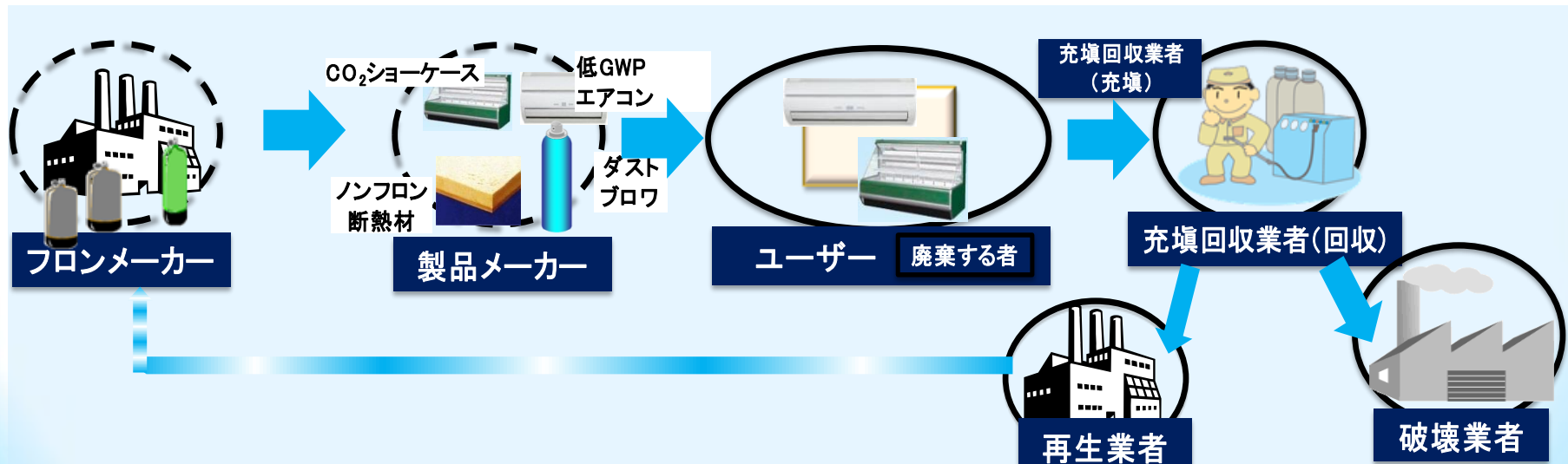
## フロン回収・破壊法

フロンの回収・破壊のみが制度の対象



## フロン排出抑制法

製造～廃棄のライフサイクル全体の対策に



# 法律に基づく役割分担

権限	各主体	主な義務	都道府県の役割
国	フロンガス製造者		
	フロン使用機器製造業者		
都	<b>管理者(ユーザー)</b>	点検等の適正管理	指導・助言 勧告、命令 報告書徴収 立入検査 ↓ 罰則適用
	機器整備業者	充填・回収の委託	
	<b>廃棄等実施者</b>	フロン類の引渡義務 各種書面の発行・保存	
	廃棄時の仲介者 (引渡し受託者等)	各種書面の回付・保存	
	フロン類充填回収業者	業の登録 充填基準・回収基準の順守	
国	再生業者／破壊業者		
	全ての者	故意に放出することは禁止	罰則適用

## 2 管理者への立入検査等

## 立入検査の実施

東京都では、管理者に対する立入検査を実施し、法律に基づく取組が遵守されているか等を確認しています。

### 【立入検査先の選定】

現在は、都有情報やインターネット情報を活用し選定

立入検査先の業種や波及効果も考慮

電話等でアポイントを実施、日程調整

### 【立入検査に係る時間】

1時間～2時間

立入検査先の規模（施設の大きさ、機器の設置台数等）によって異なります。



## 【立入検査の内容】

- 始めに、立入検査の目的をお話しします
- 事業所（業者）の情報をヒアリング
- 点検記録簿のチェック  
（記録内容、点検の頻度、点検実施者、異常のあった機器への対応 等）
- ヒアリング  
（廃棄した機器の有無、今後の機器の入れ替え、等）
- 現地確認  
（設置環境、機器の運転状況 等）
- 立入検査票の交付

※対応の改善を指示した場合は、その後の対応の報告書の提出を求めます

## 【都が着目するポイント】

### ①はじめに

- 管理者は誰ですか？
- 管理者が組んでいる点検・修繕に対する体制は、どのような体制ですか？

### ②点検記録簿

- 定格出力は記載がありますか？
- フロン情報（種類・量）は記載されていますか？
- 定められた頻度で点検を行っていますか？
- 誰が点検者ですか？
- 1年程度の間、異常を確認した機器はありましたか？その異常にはどのように対応していますか？

## 【都が着目するポイントの続き】

### ③現地確認

- 機器銘板の情報と点検記録簿記載事項に差異は？
- 機器の設置環境は良好ですか？
- 現在、機器に異常はないですか？
- 事業所内に忘れられている（本来点検すべきなのに点検していない）機器はないですか？

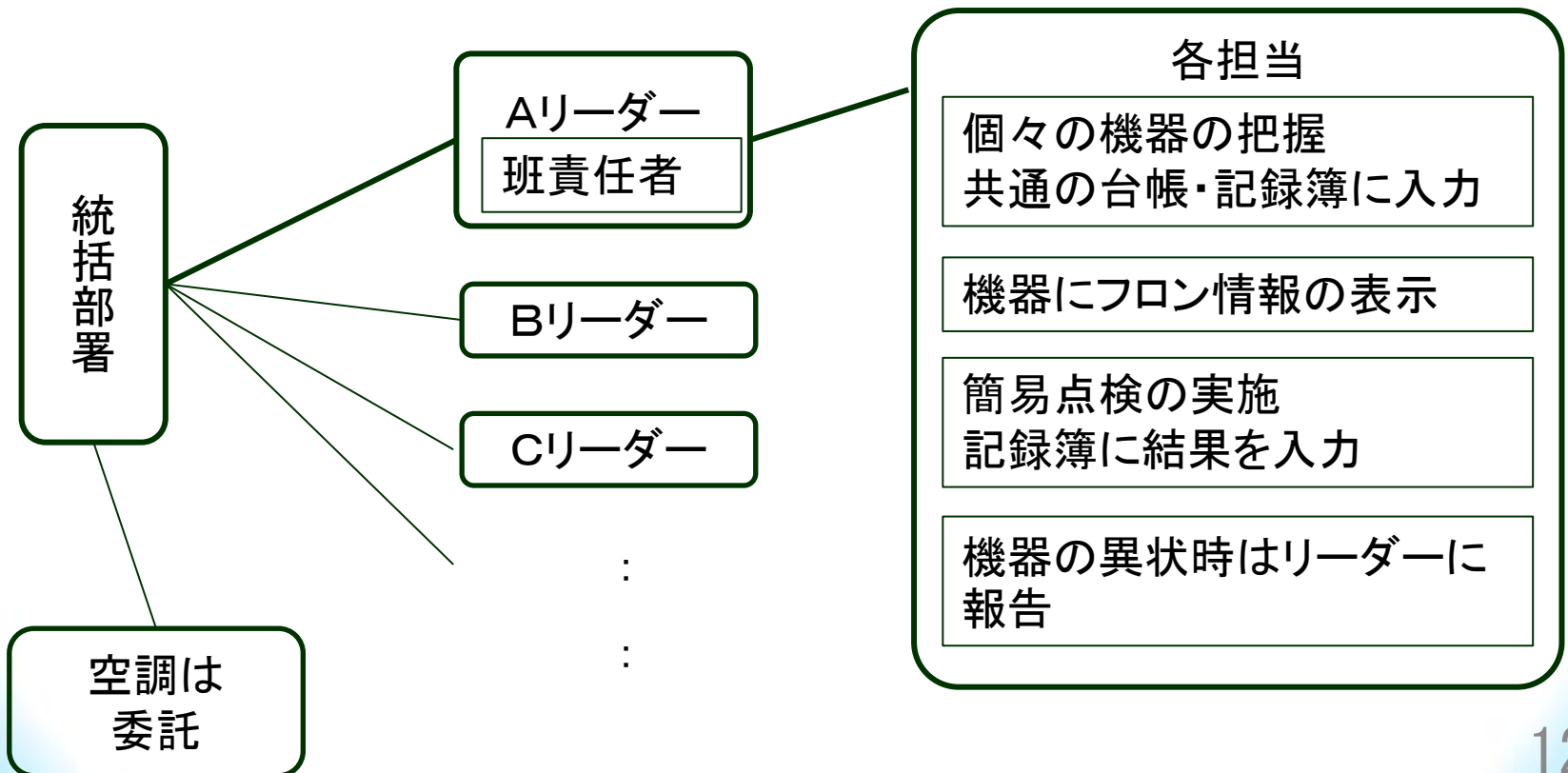
### ④その他

- 1年度間の漏えい量はどれくらいでしたか？
- 古い機器の買替は予定していますか？
- 機器を管理する上で、苦勞していることや工夫していることはありますか？

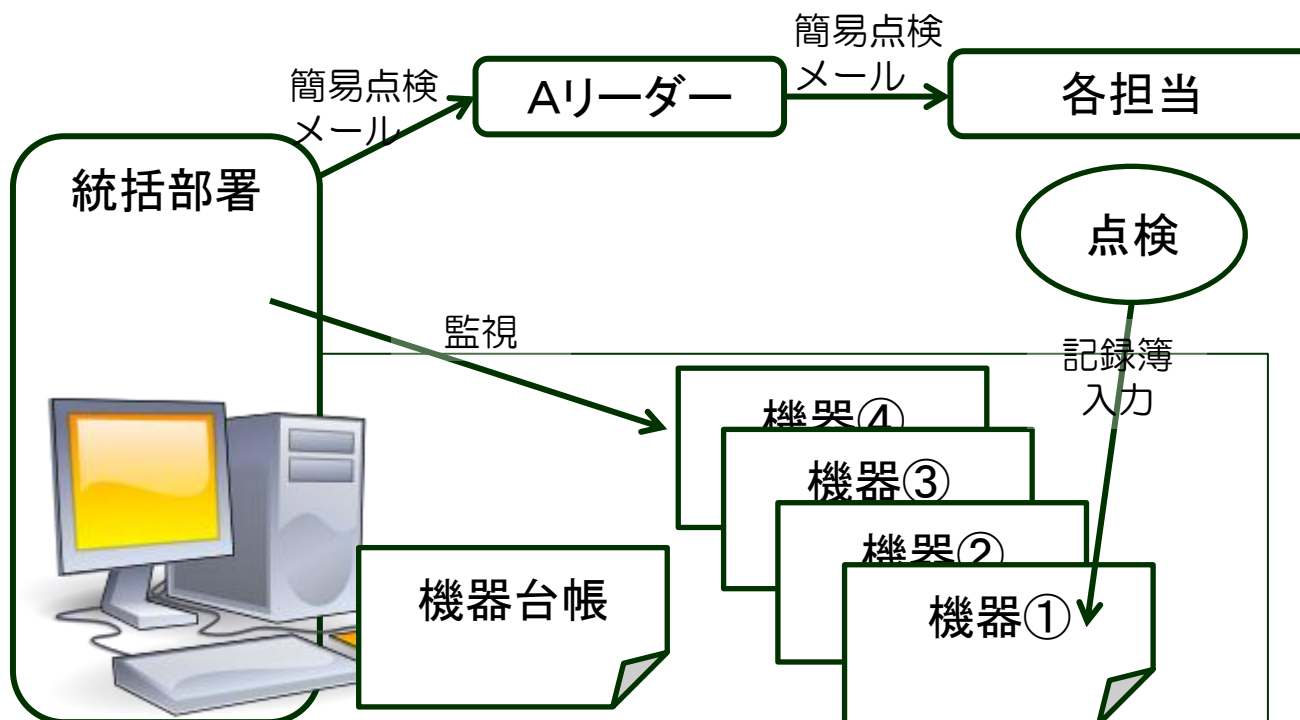
# 適正管理の好事例

## 製造事業者（ホームケア・スキンケア製品等製造）

- ☑ 各部署ごとに点検のためのリーダーを設置するなどの点検体制を整備。



- ☑ 共有のオンラインを使用し、独自に作成した点検記録簿を、部門ごとに管理。
- ☑ リーダーを通じ、メールで3か月に1回の簡易点検の実施時期を知らせ、点検漏れがないよう監視。



☑ 機器を廃棄する情報も点検記録簿に記載できるよう工夫

機器名称	業務用冷蔵庫		設置年月日	2001/10/1	経過年数
機器メーカー	△△△株式会社		定格出力	0.9	kW
型番	RUA-TBP0000LLL		フロンの種類	CFC/HCFC/HFC	R404A 充填
点検日	平成28年 5月 7日 (金)	平成28年 8月 26日 (金)	平成28年11月28日 (月)		
点検実施者	班 ■■	班 ■■	班 ■■		
点検内容	一体型 機器	・機器の異常な運転音 (異音)	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
		・異常な振動	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
		・外観の損傷 (キズ)	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
		・外観の腐食や錆び	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
		・外観の油にじみ	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
		・庫内冷却温度	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
異常の状況			約10cm程度の油のにじみを発見	通常のモーター音以外を確認	
異常有の場合の対応			機器点検を依頼 (◆◆株式会社) (別に整備記録保管)	機器点検を依頼 (◆◆株式会社) コンプレッサー部の全取り換えが必要	
対応完了年月日		年 月 日 ( )	平成28年 9月 9日 (金)	平成28年12月 9日 (金)	
廃棄依頼日年月日 (統括部署へ依頼)		年 月 日 ( )	年 月 日 ( )	平成28年12月16日 (金)	
対応完了年月日		年 月 日 ( )	年 月 日 ( )	平成28年12月22日 (金)	
フロン類の漏えいの有無		有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	

- ✓ 機器ごとの管理番号に加え、フロンの種類やフロンの量を分かりやすい位置に貼付

〇〇班—No.21 業務用冷蔵庫  
HFC R404A 270g

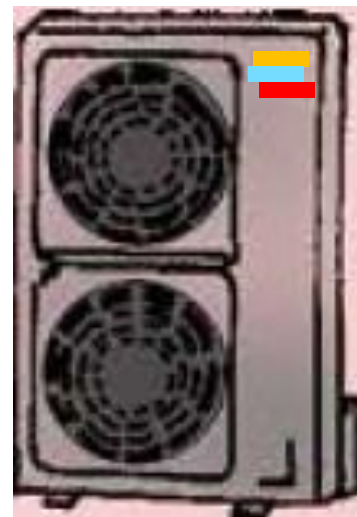


- ✓ 空調機器は委託で点検を実施。点検終了後、機器に点検を実施した旨表示

〇年〇月 簡易点検実施済

〇年〇月 簡易点検実施済

〇年〇月 簡易点検実施済



## 宿泊業者

- ☑ 法改正の概要や点検のポイントを独自のマニュアルにまとめ、各支店に配布し、対応

## 不動産業者（商業系施設＋住居のビル管理）

- ☑ テナントの出店前説明会で、フロン排出抑制法の点検等の取組について説明。また、各店の店長などにも個別に説明し、点検の実施について働きかけ

## 総合小売業（首都圏展開）

- ☑ 初回の点検をメーカーに委託し、点検対象機器とその点検方法を確認した。また、点検の記録簿の作成を依頼し、現在はその点検記録簿を使用し点検等を実施



## どんなことに苦労しましたか？

### ☑ 機器の把握

従来から機器の一覧はあったものの、フロンの情報は把握していない。どれがフロンの種類かもわからなかった。

→ 機器の販売事業者にお願ひし、一緒に機器を確認をしてもらった。ついでに点検記録簿も作成してもらった。

### ☑ 体制の整備

どのように点検漏れがないようチェックするか、また、機器修繕の記録や漏えいした際の証明書をどう取りまとめるか

→ 従来から体制を活用しつつ、1か所に情報が集まるようルールを整備した。

### ☑ とにかく国からの情報（運用の手引き等）が遅かった

## 助言等の事例

- ☑ 空調機器のみ対応していた。

(冷凍冷蔵機器が法対象という認識がなかった)

- 現場で、製氷機を確認したことから、事業所の冷凍冷蔵機器が法対象であるかどうか確認をするよう指示  
(冷凍冷蔵機器の一覧等を情報提供)

点検を忘れていた機器・・・ 冷水器・給茶機・除湿機

- ☑ 点検記録簿に記載事項（特にフロンの種類）が抜けている。

- 現場の機器の銘板で種類と量を確認（担当者も一緒に）、記録簿へ転記するよう指示。

銘板で不明な場合は、製造メーカーに問合せ等で把握に努めるよう助言

☑ 廃棄予定の機器に点検を行っていない。

→ フロンが充填されている限りは法対象であることを伝え、早急に点検をするよう助言（フロンを抜けば、点検をしなくてもよいことも伝える）

☑ 数百台以上の機器の点検記録簿 1 年分を紙で保管していた。

→ 記録は、紙でも電子でも良いとされていることから、電子化（PDF）などの対応も可能であることを助言

☑ 何を行ったらいいかわからないとの問合せ。

→ フロン排出抑制法について説明。また、現地訪問により、機器を確認後、改めて法の説明と点検記録簿の記載方法や点検方法を助言

☑ 回収証明書が発行されない。

(フロンを回収した業者は、わからない。)

→ 破壊証明書が申立者の手元にあったことから、破壊業者に持ち込んだフロン類充填回収業者を確認し、特定。当該フロン類充填回収業者に迅速に対応するよう指導

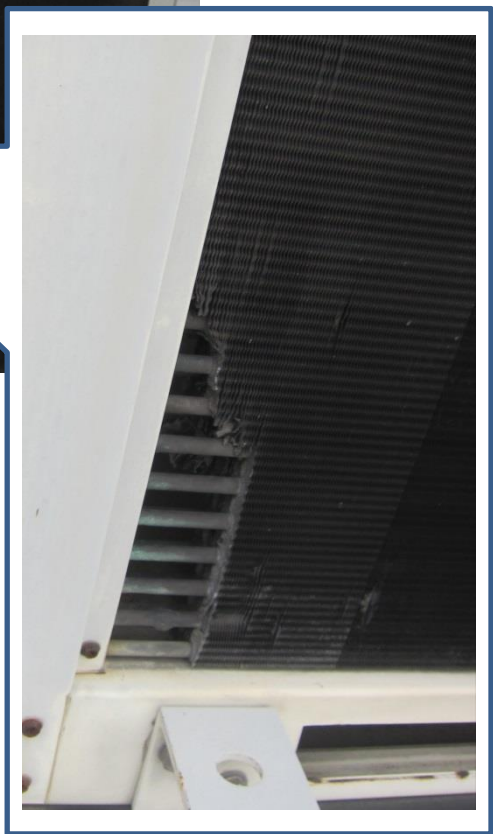
☑ 算定漏えい量について認識がなかった。

→ 充填証明書と回収証明書から、計算の方法を助言管理者で取りまとめる必要があることを伝え、各支店からの情報の集め方等の体制整備をするよう助言

☑ 機器の買替等の選択について

→ 機器の規模等を踏まえ、低GWP（R32や新冷媒）機器の検討もするよう助言

# 立入検査先の機器の管理状況



## 機器を廃棄する時にもお取組を

業務用冷凍空調機器を廃棄する際にも

フロン排出抑制法に基づくお取組が必須です！

### 【廃棄等実施者の主な義務】

- ①機器廃棄時は、それぞれの書面で依頼・保存（3年）  
回収依頼書 → 都登録のフロン類充填回収業者①A  
委託確認書 → ①Aに確実に引き渡す者
- ②フロン類充填回収業者から発行された引取証明書（又は写し）を保存（3年）
- ③引取証明書が期限までに交付されない場合は都に報告
- ④破壊（or再生）証明書により処理を確認

## 機器を廃棄する時の助言等の事例

- ✓ 委託確認書が迅速に交付されていない
- ✓ 委託確認書の記載事項が抜けている

→法の記載事項を適切に記載するよう助言

### 法の記載事項

- ・ 第一種特定製品の廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所
- ・ 第一種特定製品の種類と数、所在
- ・ 引渡しの委託を受けた者の氏名又は名称及び住所
- ・ 委託確認書の交付年月日

- ✓ 引取証明書が30日以内に送付されていない

→引取証明書を交付するフロン類充填回収業者に状況を確認。  
破壊証明書と一緒に送付しようと思っていたため、破壊証明書の発行を待っていて遅れてしまったとのことであったが、30日以内の交付を行うよう指導

### **3 東京都のフロン対策**



# 東京都のフロン対策

- 充填回収業者関係
  - 立入検査等による助言・指導
- 管理者に対する周知等の徹底
  - 管理者用のパンフレット等を活用し周知を実施
  - 助言・指導及び立入検査等
- ノンフロン冷凍冷蔵機器導入に対する情報提供
- ノンフロン表示に関する検討や連携



## 中小企業向けに点検の助言を行っています

東京都では「一般社団法人東京都冷凍空調設備協会（東冷協）」と連携し、点検方法等の現場助言を行っています。

### ・ 対象者

中小零細企業（個人事業者も含む）

（各商店街振興会等を通じてお手紙でお知らせしています。）

### ・ 現場での助言内容

フロンとは、どのような環境影響があるか

点検対象機器の洗い出し（機器のリスト作成）

点検記録簿の作成

点検方法と点検結果の記録・保存方法を解説

機器の廃棄処分方法の解説

### ・ お申し込み先

東京都環境局環境改善部環境保安課フロン対策担当

電話 03-5388-3471（直通）

## こんな売込みに御注意下さい

こんな事案が報告されています。

- 環境省などから指示されたと偽り、点検等の契約を無理やり結ぶ“点検業者”がいます。
- 「フロン排出抑制法の改正で、フロンが使えなくなるので、フロンから別のガスに入れ替えたほうが良い」と偽りガスの入れ替えを勧誘する業者もいます。

※このような売込みには十分ご注意ください。ぜひ、御周知ください。



皆様におかれましても  
引き続き機器の適正管理を  
お願いいたします

都環境局フロン対策担当 03-5388-3471(直通)

ホームページ <http://www.kankyo.metrotokyo.jp/safety/cfc/index.html>

